

## 第5回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：令和2年11月6日（金）

午前9時30分～

会場：市役所本館6階 講堂1～3

（司会）

おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より、第5回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配布資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布させていただいているものと、事前に郵送させていただいてご持参をお願いしたものがございます。本日机上配布させていただいた資料からご確認させていただきます。本日の「座席表」でございます。次に、「新潟市地域福祉計画に対する意見について」でございます。

続きまして、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。まず「次第」でございます。次に、資料1といたしまして、「新潟市地域福祉計画素案」でございます。次に資料2としまして、「第4回委員会での意見」、A4横2枚もの、左上ホチキス留めの資料でございます。

続きまして、資料3としまして、「新潟市地域福祉計画に対する意見への回答について」、こちらA4横1枚ものでございます。最後に資料4といたしまして、「新潟市地域福祉計画の評価について」、A4縦の1枚ものの資料でございます。以上でございますが、不足等ございましたら、事務局のほうからあらためて配布させていただきますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公表および議事録の取り扱いについてご説明させていただきます。まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても、市の指針により、議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

それでは、会議に先立ちまして、福祉部長の佐久間より、ひと言ごあいさつさせていただきます。

（福祉部長）

皆さま、おはようございます。福祉部、佐久間でございます。本日も、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日の第5回の会議におきましては、

9月の第4回で皆さまから頂きましたご意見を基に、イメージ図ですとか、文言を修正した素案をお示しさせていただきます。本日も、皆さまから忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい計画につなげていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、皆さまからのご熱心な審議をお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、これより、丸田委員長より議事を進めさせていただきます。議事録作成のため、ご発言の際は、お名前をおっしゃってからご発言くださいますようご協力をよろしくお願いいたします。それでは、丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。次第に沿って、議事を進めてまいります。議事の1、素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1、新潟市地域福祉計画の素案と併せまして、資料2の第4回委員会の意見をご覧いただければと思っております。前回皆さまから頂きましたご意見につきまして、対応案を示させていただきます。

資料2にナンバーを振ってございます。第4章についてご意見を頂いた1番のご意見につきまして、資料1の29ページをお開きください。ご意1、第4章で「だれもが」というときに平仮名で表記してあるが、第5章では漢字表記になっている。また、第4章で「お年寄り」と表記していることについてというご意見につきまして、対応案といたしましては、基本理念は標語のような考え方で、「みんな」や「だれも」をわかりやすく平仮名で表記しております。文章中に表記しているものにつきましては、一般的な表記にしようと思っておりますので、お年寄りにつきましては、一般の表現に合わせて「高齢者」と表現させていただきます。

続きまして、2番です。ご意見が、基本理念の説明が、7行全く切れ目がないというご意見につきまして、29ページの基本理念の説明文ですけれども、途中で区切りを入れて修正させていただきました。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3番のご意見です。ご意見としまして、共感力が非常に重要。基本理念に関連する言葉を入れてはどうかというご意見に対しまして、29ページの基本理念の赤囲みをご覧ください。1行目の一番後ろですが、以前は「支えあい」としていたところを、「認め、支えあい」と修正させていただきました。

続きまして、ご意見4です。基本理念の説明の「ただ暮らすだけでなく」が、「暮らす」ということだけでも非常に大変な時代になっているので、表現を変えてはどうか。また、

属性という言葉は専門職が使用する言葉なので、変更してみてもどうかというご意見を頂きました。こちらにつきましては、「ただ暮らすだけでなく」および「その属性にかかわらず」という表現を削除させていただいております。

続きまして、5番のご意見です。基本目標の最後が、全て「地域づくり」となっている。「人づくり」「場づくり」「地域づくり」など、変更したほうがよいのではないかというご意見につきましては、30ページが一番下の囲みで記載させていただいておりますけれども、「地域づくり」には、担い手の育成なども含めた意味合いで使用しているため、恐れ入りますが、現状のままとさせていただければと思っております。

続きまして、ご意見6です。行政と協働することはどういうことなのか、もう少し市民の目線でわかりやすいように表示できたらよいというご意見につきましては、30ページの一番上、二つ目の基本目標の説明文がございます。その2段落目の下から2行目ですけれども、対等な立場で協力して支援する地域を作っていくという考え方を表現していますという部分で、「対等な立場で協力して」と表現を変えさせていただいております。

続きまして、ご意見7と8につきましても、回答が同じなので併せてご説明させていただきます。ご意見7といたしましては、基本理念と施策のつながりをもっとわかりやすく、何をもって協働と言っているのか、何をもって意識を向上させようとしているのかをわかりやすく。ご意見8としましては、基本理念、基本目標、それから施策の①から④までの関係を図示できないかというご意見を頂いております。

これにつきましては、素案の32ページをご覧ください。32ページは、新しく追加をさせていただいております。4、基本理念・基本目標と施策の関係性です。本計画の基本目標・基本理念は、次ページに記載する個々の施策に直接結び付くものではなく、地域共生社会の実現に向け、市民全体で取り組んでいくことを表現しております。本市では、その実現のための手段として、包括的支援体制を構築し、各福祉施設を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援を実施いたします。そのイメージとしまして、この下にイメージ図を記載しております。今ほどの説明をイメージ図化したものですので、ご覧ください。

続きまして、資料2の1枚めくっていただきまして、第5章、地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築についてのご意見です。ご意見9、今まで6年間の計画を、来年からの6年間はがらっと変わった社会が到来するため、もう少しインパクトを強く表現してはどうかというご意見につきましては、対応案といたしまして、素案の31ページをご覧ください。31ページの下の方です。3番、社会情勢の変化への対応についてを追加させていただいております。

人口減少や高齢化、自然災害、感染症の流行など、さまざまな要因で社会情勢は常に変化しております。そのような中でも、既存の施策を推進することを基本としながら、その時々的情勢に合わせた効果的な取り組みを実行することにより、地域共生社会の実現に努めますということで、あえてコロナなどの個別の表現は使っていませんが、今後も社会情

勢は刻々と変化することが予想されますので、そういった変化に対応するという記載をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ご意見 10 ですけれども、これも、先ほど説明した 32 ページの回答と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、ご意見 11 です。8050 問題を用語集に入れていただきたいということで、121 ページに追加しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、施策①地域福祉に関する事業の推進についてのご意見です。ご意見 12、日常生活自立支援事業を取り上げたほうがよいのではないかというご意見につきまして、当事業につきましては、障がい者計画および地域包括ケア計画に記載があり、社協の計画へも記載予定であることから、それぞれの計画に委任いたしまして、本企画では記載しないということにさせていただければと思います。

続きまして、ご意見 13 です。社会福祉法人の地域公益活動支援について、社会福祉法人に限定しなくてよいのではないかというご意見につきまして、素案の 36 ページをご覧ください。36 ページの一番下のほうに、6 番、社会福祉法人などの地域公益活動支援というところがございます。こちらに、「など」ということで限定しない表現とさせていただきました。

続きまして、ご意見 14 番です。目標について課題解決ができたかどうかを表すような指標にしてはどうか。あんしん見守りネットワークは何を目指しているのか。また、公益的な活動がわかりづらいというご意見を頂きました。まず、素案の 37 ページをご覧ください。目標に記載させていただいております。目標の一番上、コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数は、変更していない状態でございます。

これにつきましては、対応欄のところですが、CSW への相談は、複雑化した問題や、制度のはざまの問題など、支援につながりにくい問題が多くあります。まずは、支援につながりにくい課題を包括的に受け止める体制を整備したことの指標である、CSW への新規相談件数をこのまま関係指標とさせていただき、今後の進捗管理の中で課題解決を目標にするということも検討させていただければと思っております。

続いて、あんしん見守りネットワークですが、異変を発見した際に報告する制度でございます。異変の増加を目標にするのではなく、異変がなければ一番よいので、発見の可能性を高めるための登録事業者数の増加を目標とさせていただきます。

続きまして、公益的な活動につきましては、また戻るのですが、36 ページをお開きください。36 ページの一番下、先ほどの 6 番の（1）事業概要です。こちら、1 段落目を丸々追加しております。社会福祉法第 24 条第 2 項において、社会福祉法人はその高い公益性から、地域における公益的な取り組みを、無料または低額で実施する責務が課されています。公益的な取り組みには、社会福祉法人が買い物支援や子ども食堂などを支援する直接的な支援のほか、環境美化や防犯活動などの間接的に社会福祉の向上に資する取り組みも含まれています。この説明を追加させていただきました。

続きまして、資料2の次のページをご覧ください。施策②生活困窮者自立支援制度の推進へのご意見です。ご意見15ですが、素案の42ページをお開きください。42ページについてのご意見です。目標が既に達成してしまっているのではないかということにつきまして、対応としましては、相談件数、プランの作成件数は、平成27年から令和元年度の実績を基に、令和2年度以降を見込んだものを目標値としております。令和2年度単年度では過去の実績を上回ると推測されますけれども、2年度の実績が全て出ていないこと、また、翌年度の影響も現時点では判断できないことから、目標値は、現時点ではそのままとさせていただきます。今後の進捗管理の中で、変わるようでしたら変更、確認させていただければと思っております。

続きまして、施策の3、成年後見制度の推進に対するご意見です。ご意見16、中核機関の役割を明記したほうがよいのではないかというご意見につきまして、素案の45ページをお開きください。45ページの上から二つ目、(3)中核機関の整備です。その2段落目、協議会に参画している団体の連携強化を図るとともに、より良い支援につながるよう役割などを調整し、円滑にチームを支援する体制を整えます。この「より良い支援につながるよう役割などを調整し」を追加させていただきます。

続きまして、ご意見17、目標に担い手の育成を入れてはどうかというご意見です。素案につきましては、49ページをお開きください。目標の一番下、市民後見人養成研修の修了者数を目標の関係指標として定めさせていただきます。対応といたしまして、担い手の育成は、専門職団体などの各団体でも実施しており、全ての担い手を本市では把握しておりません。本市では、市民後見人養成研修を実施していることから、担い手の育成ということで、その養成数を目標とさせていただければと思っております。

続きまして、制度4再犯防止の推進に対するご意見です。ご意見18、主に年齢の低い層をターゲットにしているため、高齢者について配慮したほうがいいのか。まず、素案50ページをご覧ください。50ページの一番上、1番、取組内容につきまして、本計画における再犯防止関連施策の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年もしくは非行少年であった人のうち、年齢や性別などに関わらず支援が必要な人として、この「年齢や性別などにかかわらず」を追加させていただきます。

また、併せまして、53ページをお開きください。53ページの真ん中から少し下ぐらいに、(2)高齢者または障がい者などへの支援でございます。こちらに高齢者に対する支援につきまして記載しているところでございます。

次です。ご意見19の認知症にならないような取り組みも記載したほうがいいのかというご意見につきましては、素案の54ページをご覧ください。54ページの一番上に表がございます。その上から二つ目、認知症予防出前講座を追加させていただきました。

続きまして、包括的支援体制のイメージについてのご意見です。後ろになってしまうのですが、素案の62ページのA3の別紙をご覧ください。ご意見とい

たしましては、CSWの地域づくりの視点が読み取れないというご意見を頂きました。対応といたしましては、62 ページ、別紙のところの真ん中に緑色の四角で「コミュニティソーシャルワーカー」がございまして、この矢印が伸びており、上の矢印に向かって吹き出しが伸びておりますけれども、その2行目を追加いたしております。「課題解決や予防のための新たな社会資源の開発・仕組みづくり」を追加させていただきました。

素案の中で、その他に修正した部分がございますので、説明させていただきます。資料1の素案の6ページをお開きください。6ページに他計画との関連イメージを記載しております。この右上のところ、社協さんの計画がございまして、社協さんで、来年度から計画の策定を進めていると伺っており、一番上に、社会福祉ビジョンというものを作り、その下に、各分野別の計画を策定していくと伺っていることから、そのようなかたちに修正をさせていただきます。

続きまして、9ページ以降の、第2章、本市の現状でございまして、統計情報を記載しておりますが、令和元年度の数字がわかっているものにつきましては、令和元年度の数字を入れさせていただきます。再犯防止の関係で、法務省から、統計情報を頂いてますが、まだ、令和元年度のデータを頂いていない部分が多少ございまして、確認したところ、近々数字を頂けるということですので、頂き次第、令和元年度のものに差し替えさせていただきます。

続いて、資料3をご覧ください。前回の委員会を終了後に頂いたご意見です。ご意見としまして、真ん中の欄をご覧ください。対象者の速やかな就労のためのシステムづくりです。

保護観察対象者が仕事を見つけるときに頼るのは、まず、昔からの友人か知人です。しかし、問題なのは、仲の悪い仲間の友人・知人からの働き場所の紹介は、更生する環境としては、あまり好ましくありません。生活費を稼ぐ就労先を少しでも早く見つけることは、更生に向けての何よりも大切なことです。

保護観察対象者が指導を受けている保護司に就労先を探してほしいときに、相談を受けた保護司が、希望する職種や地域を条件に探す場合、就労を受け入れてくれる事業所が、どこにどれだけあるのかを知る必要があります。

一般の保護司は、保護観察対象者を受け入れてくれたり、探してくれる事業所が新潟市内にどれだけあって、どんな業種か、どの地域にあるのか、そして対象者と面接可能かどうか、これらを行うことは、担当の保護司に負担が大きく、知り合いに顔の広い協力雇用主がいればどうにか対応は可能かもしれませんが、通常は大変な労力になります。

対象者を受け入れてくれる協力雇用主会、あるいは保護司会のどちらかが事務局の代表となり、サポートセンター等で三者、事務局代表、保護司、対象者で面接を行い、対象者の就労条件をもとに、協力雇用主会の中から、どんな罪を犯したのかを承知の上で面接をしてくれる雇用主を探してくれるようになれば、より早い就労先の確保、更生へのスタートにつながります。協力雇用主会と保護司会の連携のシステムづくりは、保護観察対象者

の速やかな就労につながりますというご意見です。

計画の内容を修正するというよりも、まずはご意見として伺いまして、本日紹介させていただくとともに、分科会の委員の皆さまにも情報提供させていただいておりますので、そういった対応にさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。また、各委員からの意見を丁寧に反映させていただきまして、ありがとうございました。それでは、委員の方々から、改めてただ今の説明に対し、確認の意味での質問、さらに、今のご説明を受けた上での新たな追加意見などがありましたら、頂きたいと思えます。大沢委員、お願いします。

(大沢委員)

委員の大沢です。32 ページの図を追加していただきましてありがとうございました。これを拡大したものと図 62 があって、この図 62 をあらためて見ましたところ、私の意見として、この 62 ページの上段の円の下側の中心、具体的には、自治会・町内会と住民の間、今、矢印のあるところ辺りに、新潟市の市役所・区役所という丸を入れていただきたいと考えます。理由は、これから申し上げます。

まず、生存権保障の見地から、行政責任の明記というものが図に必要だと思います。このような図ができますと、インターネットなどで図が独り歩きしまして、この図だと行政の住民に対する困り事のある世帯に対する支援の責任がなくなったかのような誤解を、インターネットなどで生みかねないと思えます。

第2点目です。次に、現にこの上段の輪の中で、行政が中心的に活動しております。具体的には、生活保護におけるケースワーカー、それから、虐待の場合の措置、虐待対応、それから、成年後見の首長申し立てなど、困り事の人権侵害性が高くなれば高くなるほど、生存権保障の見地から、直接の行政権行使というものが前面に出ているわけであります。この多様な主体と専門人材支援ということが書かれていますが、これは、行政の責任の交代ではなく、行政の責任の果たし方が住民主体の見地からより豊かになったということと位置付けられるはずであります。

この上段の輪の下の中心に新潟市が位置付けられるということは、生存権に基づく包括的支援体制の下支えという意味で中心的な役割を持つと。つまり、システムの構築と改善という見地からも下支えの役割、それから、困り事の人権侵害性が高い場合も、行政権行使ということで、生存権保障の見地からも下支えの役割ということで、下支えの役割の中心という意味で、この自治会・町内会と住民の間に、市役所・区役所という丸を入れた図を作っていたいただきたいと思えます。

参考までに、国の成年後見制度利用促進基本計画の地域連携ネットワークのイメージ図というものがあまして、これは、だいたい前にこの資料の中に入っていたと思えますけれ

ども、これは、成年後見制度利用促進を通じた、そのツールを使った権利擁護支援の地域連携ネットワークなんですけど、この中の真ん中ですね、真ん中の下側に、家庭裁判所と中核機関があつて、これは大変見やすく、協議会を下支えする、ネットワークを下支えする中心的な役割なんだなということが一目瞭然でわかる図になっておりまして、具体的には、こんな図なんかを参考にいただければと思います。以上です。

(丸田委員長)

お手元には届きましたでしょうか。そうしましたら、即答いただいたほうがいいのか、ただ今、大沢先生から頂いた意見については、要望ということで、いったん受け止めさせていただいて、この後、事務局で検討いただきながら私が確認をするというふうな取り扱いがいいのか、お考えがありましたらお願いいたします。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。今お配りいただいた地域連携ネットワークのイメージにつきましては、まず、成年後見制度のところ、素案の44ページですけれども、同じような図を記載させていただいております。44ページの上、地域連携ネットワークのイメージ図、こちらに協議会がございまして、その右上のほうに、中核機関ということで、新潟市も含めて中核機関がございまして、その真ん中にチームがあり、必要な支援をしていくというイメージになっています。

また62ページに戻りますと、こちらは、本市における包括的支援体制のイメージ図とさせていただきます。具体的な名前、名称等は変わってきますけれども、このイメージとしましては、上が多様な主体ということで、困り事のある世帯を身近なところで支える方々ということになっております。いわばチームといいますか、地域連携ネットワークのイメージ図につきましては、チームが本人と後見人を日常的に守る方々ですので、同じような役割を担っています。

その下を書いてある専門人材につきましては、先ほどおっしゃっていたようなケースワーカーですとか、いろいろな支援員がございまして、そういった支援員がございまして。この62ページにつきましては、別々の表記となっていますけれども、これが輪の中に入っているかどうかというところで、ちょっと違う図にはなっております。そのコーディネーターする役割といいますか、つなぎ役、また、さまざまな地域づくりを進める役としまして、コミュニティソーシャルワーカーが真ん中におります。また、市役所・区役所につきましては、CSWと連携しまして、そういった地域づくりや、個別に多様な主体と専門人材を支援していくというイメージで作らせていただいております。

今日、ご意見をいただきましたので、少し事務局でも検討させていただきまして、委員長とも調整の上、決めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。



(丸田委員長)

大沢先生、ただ今の事務局の説明に対するコメントがありましたら、お願いいたします。

(大沢委員)

1点、44ページの図も作っていただいていたありがとうございました。この44ページの図につきましても、私は、家裁と中核機関が、このチームの下の、要は、円の下支えの中心協議会と対をなす協議会が、このように下の中心のほうに来るのがいいのかなと、趣旨が合致しているのかなと思います、中核機関と家裁が。以上です。

(丸田委員長)

この中核機関の位置付けについては、事務局のほうでご検討くださいますか。よろしいですか。何か説明がありましたらどうぞ。

(事務局)

意見として承りましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

(大沢委員)

ありがとうございました。

(丸田委員長)

ほかにかがでしょうか。はい、お願いいたします。では、堀田委員、お願いします。

(堀田委員)

堀田でございます。今の大沢委員の意見に賛成する立場から、ちょっと意見、重複になりますが、申し上げます。62ページの図のこの上の部分です。今、大沢委員からご指摘がありましたように、区役所・市役所は、真ん中で支援というかたちになっているのですが、連携はコミュニティソーシャルワーカーを通してとなると、何となく後方支援的なイメージになってしまっていて、実際、やはり困り事がある世帯の、例えば、個別のケース会議の場などには、コミュニティソーシャルワーカーさんだけでなく、各区役所、市役所の担当部署の担当の方も実際に参加して、連携しているというところがあるので、その支援だけではなくて、連携のほうの中に区役所・市役所も入っているという視点は重要かと思っておりますので、意見として申し上げます。

(丸田委員長)

関連して意見のある委員の方がいらっしゃいましたら、ご意見をお願いいたします。私からも、この多様な主体と専門人材の間にある、区役所・市役所、コミュニティソーシャ

ルワーカーの層の扱いをどのように市民の方々にわかりやすく図にできるかということで、問題提起してあります。今、頂いた意見も踏まえながら、事務局と調整をさせていただいてよろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

このイメージ図は重要なものであり、基本理念、基本目標を達成するための包括的な支援体制を市民の方々と共有をするという重要なイメージ図になりますので、どうぞお気付きのことがありましたら、遠慮なくご意見をいただきたいと思います。村山委員、お願いいたします。

(村山委員)

単純に絵の問題なんですけれども、この困り事のある世帯の絵が、全部女性のように見えてるので、これはちょっと全体バランスが悪いかなと思いました。女性だけが困っているみたいな感じです。

(丸田委員長)

今のような意見は大変重要で、絵柄の一つをとってみても、そこに対してどういう意味があるかということ問われる時代になってきておりますので、どうぞ指摘をいただきたいと思います。いかがでしょうか。今日、あらためてお気付きのことがありましたらお願いをいたします。堀田委員、お願いいたします。

(堀田委員)

続けてすみません。堀田です。素案の37ページのところで、前回も質問させていただいた部分なんですけれども、コミュニティソーシャルワーカーの新規相談件数について、150件から280件を目標にするという部分が、人員の増などは考慮しないということでご回答いただいています。その後、また考えてみたんですけれども、これからさらに複雑な課題を抱えたケースが増えていくという中で、コミュニティソーシャルワーカーが各区に1名という体制を考えたときに、やはりこの数値目標だけでなく、人員の拡充等をセットで相談件数の増加を目指すという計画にしないと、言い方はあれですけれども、画餅に帰す計画になってしまう可能性があるかなと思うのと、かえって丁寧なソーシャルワークができなくなってしまったり、ひいては、ワーカーさんの待遇の面で離職につながってしまうような恐れもあるのかなという危惧があります。

そこで、この部分について、あらためて意見としまして、取り組み内容として、コミュニティソーシャルワーカーの増員等も視野にということをも明記するということをお願いいたします。

それと関連して、蛭原さんもいらっしゃるので私が言うところではないのですが、恐らくPSの相談支援についても同様の問題があるかなと思いますので、ぜひそういった体制の拡充を盛り込んでいただいた計画にしていきたいということで、意見として申

上げます。

(丸田委員長)

これは事務局からご説明いただかざるを得ませんので、お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。CSWまたはPSについて増員を視野に入れたかたちで表記したほうがいいのではないかとございます。その人員については、正直な話、予算の関係とリンクしているものですから、こうしますというのは断言できないというのが正直苦しいところございます。

そういった中で、いわゆる事例が増えれば、当然人員の措置も、配慮していくというのは、常にそう思っております。先ほど例に出ました、パーソナルサポートセンターの人員体制につきましては、このたび、コロナ過の中で、相談件数は非常に増えております。対応としてこの6月に補正予算を組み、人員を2名増員しているところございます。

CSWも、その相談件数、またその重要性というのは、私どももしっかりと受け止めています。社協さんと調整しながら、その体制づくりについては、どんどん議論していこうというお互いの共通認識でいます。表記を入れるかどうかというのは、私どもの立場からすると、非常に難しいのですが、増員というのは当然視野に入れながら取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

(丸田委員長)

お願いします。副会長から。

(本村副委員長)

ありがとうございました。心強いお言葉をいただきました。CSWの配置の予算が、今まで国のほうからの予算配置というのが、そうでなくなったような、ちょっと間違っていればあれなんですけれども、それで、新潟市のほうから財源として出していかななくては行けないと、ちょっと新潟市としては厳しい状況になったんじゃないかなという解釈をしておったんですけれども、そこところは、ちょっとすみません。私の聞き間違いであれば、勘違いであればあれなんです。

(事務局)

CSWにつきましては、この計画にも記載の通り、社協さんの取り組みに対して市が支援するという表現になっております。その際には、モデル事業という国のいわゆる補助事業がありまして、社協さんの人員に対する補助金というかたちで支出しています。それに対して、国の補助金が付いているという状況ございました。

それが今年度まで続いておりまして、来年度以降、国も制度の見直しにかかってきていて、いわゆる補助金ではなくて、委託事業に対しての方向性を検討している。それに対して、市としても対応を変えられるかどうかということを検討しているのですが、社協さんに、私どもとしても、まだ正式に決まっていないのですけれども、仮に委託にした場合、社協さんとわれわれとの関係は今まで通り続けつつも、変えた場合、不都合があるかどうかというお話はさせていただきました。

そういった中で、社協さんとしても、やることは一緒なので、そう影響はないだろうという回答は頂いてはいるのですが、これまで社協さんが、独自で積み上げてきたCSWの制度、これを単に国がそう言ったからといって簡単に委託に切り替えるということになると、委託と補助金というのは、性質も違うものですので、委託になると、市も主体的に入っていないといけない。そうすると、社協さんのやりにくさとか、そういったものが出てくるのではないかなという懸念もございます。

ですので、今は、社協さんがこれまで積み上げてきた実績というのを尊重しつつ、これまでの制度という考えではおりますけれども、もし、変わるようであれば、また皆さま方にも、お話をさせていただきたいと考えております。なので、今ほど委員のおっしゃった、国のそういったメニューの変更という話は、確かに来てはいるのですが、正式にそれを受理してやっていくということではございません。今、調整をしているということは、この場でお答えさせていただきたいと思います。

(本村副委員長)

ありがとうございました。事務局のほうとよく情報を交換していただいて、私は、やっぱり区のCSWの活動内容とか、話を聞いておりますと、非常に重層化しているんですね。多重層化と言うほうがいいのかどうかわからないんですけれども、非常に複雑になってきて、ワーカーの負担も相当なものがありますので、お互いにこのCSW同士が情報交換したりしておりますけれども、その辺のところも、職員の負担にならないければ、心の負担にならないければいいなどは心配しているところですが、ぜひともご協力、ご指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

(丸田委員長)

ただ今の説明でよろしいですか。ご意見の趣旨は、十分わかっていらっしゃって、それをこの計画の中でどこまで書き込むかということになりますと、行政としての立場もあるので、微妙な回答になっていますが。

(堀田委員)

重々承知の上でなんですけれども、やはり必要な予算確保していく上でも、何らかの取っ掛かりになる文言をぜひ入れていただきたいということを、意見として申し上げさせて

いただきます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンター、蛭原でございます。今の議論に関連して、福祉計画の文言とか柱をうんぬんということではないんですけれども、計画を実現していく上で、生活困窮者をめぐる状況について、ぜひご承知おきいただければと思っております。

それで、私どもは、毎日、前日までの相談件数等を確認しております。今年度、全市で921名の新規の相談申し込みがあります。去年の同日までは、324名です。3倍弱です。継続支援が必要な申し込み者については、661名です。去年は、229名でした。これも3倍弱です。それらに対する延べの相談対応は、7,034、昨年度が3,725ですので、これは2倍弱ぐらいです。区によって、もちろん人口規模が違いますから、一概に少ない区がどうかということじゃないんですけれども、一応参考までに申し上げますと、最大が中央区で350名の相談者がいらっしゃる。最少は、あえて申し上げますが、秋葉区は39名。

ここで先ほどの議論と被ってくるんですが、区には生活支援相談員という、生活困窮者支援の窓口がいらっしゃるわけです。これは、区に1人だと。私どもPSそのもので言うと、例えば、秋葉と南、それから西蒲は、1人の職員が担当している。で、ある程度人数のバランスを図っているところ。その辺りの調整をどう図っていくかというときに、一つ参考に私がしているのは、障がい分野の基幹センターさんが、市内を四つのくくりにしています。例えば、西蒲は、西と一緒にあって、西区にいる基幹さんが西蒲までをやるという。

例えばそういうような柔軟なというんでしょうか、複数の職員で複数の区を担当するというようなことがないと、区ごとで、お一人で、一人職場とまでは言いませんが、職種としては1人でというと、なかなか区をまたいでの情報交換とか、そういうのが難しいんじゃないかなと危惧しておりますので、そういうことを計画の柱うんぬんで、そこまで書くべきものではないと思いますが、実施していく場合、それから、予算立てをして、つまり、先ほど申し上げた通り、予算の規模が同じだとしても、職員が複数の区というふうな柔軟な対応にいただくと、より支援が円滑に進むんじゃないかなと考えておるところです。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。事務局からコメントありますか。

(事務局)

ありがとうございます。今ほど委員がおっしゃったこの件につきましても、私どもも事務局として受け止めながら、区の人口規模とか、そういったものを配慮した人員体制に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。小田委員、お願いいたします。

(小田委員)

自治協議会の小田と申します。協働ということにつきまして、先回も発言させていただきました。先々回も申し上げたと思っております。随分と文言を幾つか取り入れていただきましてありがとうございます。新しい包括的支援体制のイメージ図を拝見しております。大沢先生と堀田先生のほうからお話がありました、区役所や市役所の位置、もちろんこれが住民にとって最も安心感を与えてくださる基本的なものでありますから、これをどんと中央に据え付けるという意味については大賛成であります。

ところが、今、お話もありましたように、財務のほうとのことがどうしても今後出てまいります。どんなに中核的な機関や、区役所や市役所や、コミュニティのソーシャルワーカーの機関が頑張っても、これからの6年間の地域福祉は、支えきれなくなってくることは間違いありません。そういたしますと、もっと大きな力を、地域の中から協働の力として発揮してくるシステム作りに特化していかなければ、新しい時代は乗り越えることはできないはずであります。

このイメージ図の中の、例えば民間企業とか専門のNPOの法人はあるいは別としても、全部がおよそ120に近い新潟市のコミュニティ協議会の中に包含されております。従いまして、もっと地域の協働の力を高めていくということを、全体の中で表現できないかなど。これの力の充実・充足こそが、新しい理念を達成できる源になると思っておりますので、少し検討いただければと思います。

(丸田委員長)

ご意見の趣旨は理解できます。コメントはございますか。

(事務局)

ありがとうございます。ご意見として承りまして少し検討させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(丸田委員長)

よろしく申し上げます。他に、いかがでしょうか。

(石橋委員)

ボランティア連絡会の石橋です。少し視点を変えて、参考までにお聞きいただければと思います。

資料3の部分と53ページの障がい者、高齢者の再犯に関する所ですが、今高齢者の犯罪の発生率を含めて、これまで関わった事例の中に、累犯障がい者。要するに再犯を繰り返す障がい者の支援にずっとお一人の方に数十年関わったのですけれども、結局は罪を犯して、警察に捕まって、保護会の方に協力していただいて、障がい者団体とか個人の自営業の方とかがそれを支えて、地域でも支えたのです。それを支援する福祉団体も関わったのですが、またこの地域包括支援センター的に、例えばお部屋を借りたり、収入に関わった支援もいただいたのですけれども、結局数百円の現金の窃盗ということで、それを繰り返し、繰り返しということで、裁判にも関わりましたし、弁護士さんと接見にも関わっていききました。

そこから出所されたときも地域生活をされるということで支援をしてきたのですが、ご本人も20代からずっと再犯を繰り返して、60を過ぎて、裁判の中で裁判長さんから何か言いたいことがあるかという、もう60過ぎになると、刑務所の中は寒くて、とても生活できないとか、生きていけないような発言をされて、最終的には80近くになられて、刑務所の中で亡くなったということです。

生活困窮の高齢者の方もそうです。父子家庭だったり、母子家庭だったり、ひとり親家庭も含めて、制度のはざまになって救出しきれない人たちが多数いるということ、やはりこれはさっき言った地域の支えを含めて、地域の目で見守りの目で支え合うという部分を、ここがなかなか日が当たらない部分であって、本来ならもう少し何かやる方法があったのかなということで、専門の方にも相談する中でも、救いきれなかったケースがあります。ぜひそれを福祉の制度のはざま、あるいは法のはざまにいる方たちに目を当てて、見守っていけるようなシステムという、支援体制があると、誰もが本当に支え合って、安心して生きていける。生活ができる地域づくりにつながっていくのかなと少し感じながら、ずっと関わってききましたので、一言だけ言わせていただきました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。貴重な意見をいただきました。先ほどの小田委員の意見と関連付けながら、事務局と相談をしてみたいと思います。ほかにいかがでしょうか。ご発言は特にありませんでしょうか。

(土田委員)

意見ではございませんが、今お話を聞きまして、高齢者のはざまの方々というのは、見えない所に非常に多くいらっしゃる。私も老人クラブの役員をしている関係上、そういう方々の、言葉は悪いのですが、非常に困っていらっしゃる。先般もNHKのテレビでやっ

ておりましたが、刑務所に年中繰り返し入られて、自分自身というのがもう途中で分からなくなる、主体性がなくなるということになるので、非常にいろいろな犯罪を起こしたり、また自分自身という人間性をなくしたまま認知症になっていくとか、そういうことが少しずつ多くなってきている世の中ではないかと思うのです。

私も別紙の包括体制のイメージの中のボランティアという部分で、普通に仲間と市民ボランティアをやっています。これは別に形としてあるわけではございませんが、今のちょうど支え合いの中の一つに入るのではないかと考えています。そういう方々が、自前と言うわけではないのですが、今年は雪がどうなるか分かりませんが、3年前に大雪になったときに、ちょっとその家から出てくるには不便だなと思ったら、スコップ一つ持って行って、その玄関だけを除ける。それで時間があればそういう形でやる方々が増えれば、非常にイメージとしては、そういう方々が一人でも少なくなるのではないかと思います。願望ではないのですが、そういうこと申し上げました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ご意見を取りながら、検討していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では次にまいります。議事の(2)計画の評価について、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の4をご覧ください。資料の4「新潟市地域福祉計画」の評価についてでございます。まず1番上、1番としまして、市町村地域福祉計画策定のガイドラインを抜粋しております。地域福祉計画の計画期間については、他の計画との調整が必要であることから、おおむね5年とし、3年で見直すことが適当であるとされております。またその下、参考といたしまして①「成年後見制度利用促進基本計画」、こちらは国の計画ですけれども、国の計画におきましては、計画の対象期間は5年間で、中間年度3年目に各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題整理を行っております。

②といたしまして、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の記述でございます。国の再犯防止推進計画を踏まえ、おおむね5年とすることが考えられますと書いております。いずれもおおむね5年間の計画におきまして、中間年度で見直すということにされております。

それを受けまして、2番の新潟市地域福祉計画の見直しについての案でございます。計画の中間年度である令和5年度に計画の策定推進委員会を開催し、計画を見直すこととしたいと考えております。また計画期間を通して、事務局で進捗を管理し、毎年度目標値を委員の皆様へ情報提供をさせていただければと考えております。イメージ図を簡単ではございますが、その下に記載をしています。



新潟市の地域福祉計画につきましては6年の計画ですので、おおむね真ん中である令和5年、3年目に中間評価、計画の見直しを行い、それを令和6年度、後半の計画に反映できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。本計画の評価について、説明をいただきました。この説明に對しまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

本来私が発言してはいけないのですが、あえてご意見がないようでありますので、問題提起を。事務局と打ち合わせしてありません。

他の福祉計画の上位計画として位置付けて、個別の計画と調和を図るということになっているわけです。そういう意味では障がい施策を進めていく計画との調和をどう図っているのか。それから介護の計画とどう調和を図っているのか。あるいは健康づくりの計画とどう調和を図っているのか。子どもの計画とどう調和を図るかというところは、大変重要な事柄になっているのですが、他の計画との調和がどう図られているかということ、点検、評価をしていくような仕組みなりが、必ずしも成熟しているとは理解しておりません。

計画の評価に当たって、他の計画との調和をどう点検、評価していくかという視点は、一度委員の方々と議論させていただきたいなという本音があったものですから、つい、本音をしゃべってしまいました。委員の方々、いかがでしょうか。ここは村山委員からぜひコメントをいただきたいのですが、他の計画との調和をどう評価していくのか。点検をしていくのかという辺りで、意見がありましたら、お願いをいたします。

(村山委員)

新潟県立大、村山です。ご指名ですが、私は新潟市の健康増進、食育で関わっておりますが、福祉の全体像が把握できていなくて適切なコメントは難しいです。本計画には、かなりいろいろな計画がぶら下がっていて、6ページを拝見すると、幾つかの計画が関連するように見えます。あと文章中にも他の関連計画が出てくるので、多くの計画が関連付けられているというのは文章中では分かりました。

そうした中で、今丸田座長がご指摘のように、それらの計画の年次と評価の年次というのですか。それとこの計画の評価のタイミングがどうなっているのかを、一度整理していただくと全体が見渡せると思いました。

あとは中身なのですが、中身はこちらの文章中に、計画間の関連について書いてありましたので、対応は取れると思いました。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。他計画につきましては、かなり前なのですが昨年度の 11 月 28 日、第 1 回の本委員会を開催した際に、資料 6 としまして関連する計画の計画期間を示させていただきます。さまざま計画がございますので、正直計画の周期、始まりと終わりはばらばらです。ただ、その中で一番短い計画につきましては、障がい福祉計画と地域包括ケア計画が 3 年の計画になっております。本計画は 6 年なのですが、中間見直しを 3 年でかけるというところで、整合性は取れるのかなと考えているところでございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。蛭原委員。

(蛭原委員)

意見じゃなくて感想です。今日の座席表を拝見しても、各課の皆さんにご出席いただいております。これまでの議論を踏まえて、各課の日々の事業もそうでしょうが、福祉計画の策定についても反映されていくというのを、私はこの委員会に初めて出席させていただいて、非常に心強く感じております。加えて、私自身は相談員、ソーシャルワーカーで、自分で言うのも何ですが、福祉ばかりでずっと来て、その狭い所でしかなかなか見られなかったのが、全体的な計画をこういう規模で長時間、もう 1 年近くになるわけです。時間をかけてつくっていくということをして、私自身は非常に参考になりました。これを職場なり、自分の仕事の中でより深めて広げていければと思っております。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。大変心強く思いました。どうぞよろしく願いいたします。ほかにご意見ございませんでしょうか。

(石橋委員)

先ほど女性の図ということでしたけれども、私も同感に思いました。それが第一印象です。それと実はイメージ図とかを含めた配色なのですが、これはこれで決定なのかどうか。違います。視力が落ちると、この配色はものすごくきつくなるのです。疲れてしまうという、たぶんご高齢の方はそうじゃないかなと思いついて見えていたのです。これはプリントなので、現物の色がどうなのか少し分からなくて、見やすさがどうかを確認して、色を決定していただきたい。配色と文字、図とか。それだけです。すみません。個人的な意見で申し訳ありません。

(大沢委員)

大沢であります。これは色覚に障がいのある方にどのように見えるか、あらかじめ考えられておられたらいいのですが、考えられておられなかったら、一つ配慮をお願いします。

(事務局)

皆様からご意見をいただいて、素案をまとめて、これからパブリックコメントをかけて、最終的には印刷をかけます。現在の計画なのですけれども、素案はフルカラーでお示ししておりますが、現在の計画は二色刷りで作っております。最終的に業者委託をして、デザインを整えた上で製本していこうと思っております。ただご意見をいただいたように、色弱の方などに配慮してデザインを作成するように、仕様を定めさせていただこうと思しますので、よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

どうぞ配慮をお願いいたします。小田委員、お願いいたします。

(小田委員)

もう一点お願いいたします。新潟市地域福祉計画の評価についてであります。おおむね3年たった令和5年度に中間評価をして計画の見直しをするということでもあります。もちろんものすごいスピードで社会が変化しておりますから、3年が物理的な面でこれしかないのだらうと思いますが、3年よりももっと短いスパンで常に評価を繰り返すことが必要だと思ひますし、評価の視点をどこに置くかが極めて大事であります。そこでこの中間評価を行うタイムがやってまいりましたら、ぜひともその評価の視点をどこに置くかの検討をする会を設けていくべきかなと思っております。

他の計画との整合性は極めて重要であります。例えば新潟市の総合計画のトップに世界に開かれた新潟をうたっております。新潟市もこのコロナや何かで外国からおいでになっている働く人たちや学生が、大変な困窮状態に陥っています。犯罪も起きております。そういたしますと、視点をどこに持つてくるか、タイムリーなお伺いはいつかということが非常に流動的になろうかと思ひますので、その辺のところも留意いただければと思ひます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。大変重要な点を指摘いただきました。事務局、よろしく願いいたします。

ほかはいかがですか。改めて全体を通してご発言のある委員の方々いらっしゃいましたら、お願いいたします。金子委員、お願いいたします。

(金子委員)

包括支援センターの金子です。私自身、日々いろいろな相談を受けまして、その相談が

今ほど出ているように非常に複雑多岐で、1つでは解決できない。そうすると区役所、市役所にそれぞれその問題で聞くと、日ごろ感じているのは、非常に縦割りということです。先ほど他の計画との調和をどうやって図るかということがあると思うのですが、やはりこの計画と調和を図ることが私も大事だと思っています。それは大きい所なので縦割りでいくところは仕方がない部分もあると思うのですが、やはりいろんな他課との連携は、私は非常にそこを強く感じます。ですので、こうした計画を横串する。あと区役所の組織の横串となるようなそんな機能を私は非常に求めております。ということが日常的に感じていることが1点です。

あと私も地域の力を日々の活動で感じております。先般私どもの圏域で、このコロナでずっと地域の行事をやらなかったのですが、地域のコミ協、自治会の方々が、これではやっぱりいけないということで、2つの事業、一つは新規で非常に頑張ってやられました。その力で私たち自身もエネルギーをいただいたということなので、やっぱりこういった地域の力を、私たちもどうやって後押ししたり、共にやっていくかということ、本当に今回は痛感いたしました。地域の方々の本当に久しぶりに何か地域の方々と交流できてお喜びになられたその表情はとても印象的でした。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

さて、事務局どうでしょうか。と言いますのは、少し時間があります。それから今日をもってこの策定委員会は終わりにするという理解でなくていいですね。もし今日が最後になるようであれば、時間がありますので、各委員の方々から一言ずつ策定委員会に参画をしていただいたことを踏まえて、感想なりご意見を頂く時間にしたいと思っています。

(事務局)

今後のスケジュールについて少し触れさせていただきたいと思います。今日もしこの場でこれからご意見等がなければ、まず会長と私ども事務局が預かって、当初の予定どおりこの12月末からパブコメをしたいと思っています。年明け、1月末ぐらいまで、1カ月を想定しております。そこで市民の皆様方からいただいたご意見を反映させた上で、もう一回最後に3月ぐらいに、こういう計画ができましたという報告をしたいと思っています。そこで最後にお披露目して、この策定員会を終わりにしたいと、そのように考えています。

(丸田委員長)

もう一回ということではありますが、とても大事な会議でありますので、今日ご発言のなかった委員の皆さんから、新潟市地域福祉計画に寄せる思いのようなものがありませんでしたら、一言ずつコメントをいただけないでしょうか。恐縮です。松川委員さん、いかがでしょ

うか。

(松川委員)

保護観察所の松川です。途中から入りました。ありがとうございます。感想というほどでもないですけども、再犯防止推進計画を国が策定しまして、これにつきまして各都道府県でいろいろ形で今取り組んでいただいて、結構な数の都道府県が策定したり、策定中であつたりということでございます。単独で再犯防止推進計画を策定する所もあれば、このような形で、というのは地方の福祉計画の中に織り込む形という所もあつたり、それはもうさまざまなまちの、地域の考え方によってさまざまでございます。前任が山梨だったので、山梨は単独でつくっていただいたんですけども、単独は単独の良さ、また福祉計画に入れば福祉計画の良さがあるかと思ひます。私はもしかしたら福祉計画の中に入っていたほうが犯罪者、非行をした人だからといって、特別な人じゃなくて、まちの問題として取り上げていただけるのかなと思ひて、そういう面では特別な人ということではなくて、まちの仲間として取り上げていただいて、計画の中に埋め込んでいただいて、まちで一生懸命引き立てるよふにというか、生かしていただけるよふな形の計画になるのだろうということで、うれしいなと思ふのが第一点でございます。

あと付け加えて、二つ目の変な話ですが、はざまの話が確かあつたかと思ふのですが、私どもが関わる人はどうしてもはざまに陥るところもあるし、保護観察所は、その期間はしっかり対応させていただきますけれども、強制力の伴うことですので、それが終わるとちょっと切れてということがあつて、でもうまくつながらなくてというのが、福祉がうまくつながらないというか、まちにつながりにくい方たちというのはよく分かつております。

感覚的に言うと、私たちの手を離れましたよとか、例えの話もありましたが、私の所じゃないですよというのではなくて、何か声を掛けられたら、少し協力しようという姿勢を皆様方が持てるよふなまちにしくちやいけないのかなと思ひています。それは住民の皆様とて同じことかなと思ひていまして、声を掛けるのは勇気がいりますが、そういう方が少しでも多くなり、かつリーダーシップを取っていただく方なのかもしれませんが、まちの皆様方も地域のメンバーとして、声が掛つたしじゃあ一緒に手伝おうかというよふになぎ合うというのですか、手を携えるよふなまちにできたらいいなと。声を掛けて、そしてつながり合つて、支え合つていけるよふなまちにできればいいかなと思ひていますので、ぜひささやかかもしれませんが、皆様方も発信していただいて、声が掛つたら、うちの仕事じゃないからというのではなくて、こういう所があるんじゃないかということで、一つご協力いただければありがたいと思ひていますので、よろしくお願ひします。

最後に付け加えますと、予算的な話ですが、就労支援事業者所というのが全国二十何カ所あるんですが、新潟も予算化できないかということで、今の国会に予算をお願いしているという状況でございますのでうまく付けば、就労支援は少しは改善されるのかなということですが、何分予算のことですので、先ほどの議論と同じよふに、できますよというわけ

でもないです。就労については生活の安定ということですので、力を注いでいる分野でございまして、微力ですけれども保護司とともに観察所と、また協力をいろいろな所にご協力をいただきながら取り組んでいます。

今後ともよろしくお願ひします。

(丸田委員長)

大変うれしいコメントをいただきました。感謝いたします。橋本委員、お願ひいたします。

(橋本委員)

私は3回目から前の部会長さんから引き継ぎまして参加しています。感想はやはりここに参加させていただいて、すごく勉強になりました。勉強になったと同時に、民生委員として個人情報を実際に守っていくこと、それからプライバシーとかそういうことに関して配慮をしながら、つなぎ役ということで地域の皆さんのいろいろなことの解決役にお手伝いをしていければいいのかなということ、改めて自分に言い聞かせながら、これからも民生委員活動をしていきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続いては伊藤委員、お願ひいたします。

(伊藤委員)

新潟地方検察庁の伊藤と申します。私も第3回から参加させていただいたのですけれども、今携わっているのが主に再犯防止ということで、起訴猶予、執行猶予者の釈放後の福祉に必要な方々に対して、どのような道付けをするかということ、今やっておるところでございまして。最近特に多くなっているのが、認知症の方を福祉につなげる方法というのが、なかなかつなげられないというのが実情でございまして。本来医療の関係の手当てが必要な方が多いことを含め、経済的な困窮者ということも兼ねている者が多々おります。

いろいろ入院の関係で医療保護入院とか、市町同意を求めての入院とかの手続きも、関係機関等に聞いた上で手続きを取ろうとは思っているのですが、実際にお金がなく借金を抱えているとなると、どこの医療機関もなかなか入院というところまでこぎつけられないという実情でございまして。医療に限らず、いろいろな福祉の関係機関の方々の実情をこの場でいろいろお聞きしまして、今後も関係機関との連絡は大事であり、皆様のご苦勞されていることを頭に入れた上で、私どもの再犯防止の活動に生かしていきたいと思ひます。

今その関係で資料を見て、もう既に解決済みの案件かと思ひますが、こちらの最後のほうに関係機関の連絡先ということで、以下のホームページに掲載していますということ

で、アドレスを記載予定ということになっているのですが、これはやはりこのような形で記載すると結論付いた話なのかどうかと思いお聞きします。私どもはこの資料を見ながら、すぐに関係機関の連絡先を確認できる資料としていただきたいのですが、まずホームページを見なければそこにたどり着けないのではと思い、既に提案があつて解決したものなのか分からないので、その点だけ、お聞きしたいと思ってお話させていただきました。以上でございます。

(丸田委員長)

今の点は事務局からお願いします。

(事務局)

関係機関の連絡先につきまして、印刷物であり、計画期間が6年間ありますので、新しい機関ができたり、電話番号が変わったり、統合したり、さまざまな要因があると思います。ホームページであればその都度修正ができ、常に最新情報をご覧いただけるということから、このようなかたちにさせていただきました。

(伊藤委員)

承知いたしました。ありがとうございました。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。小林委員、お願いいたします。

(小林委員)

私も最終日にもし時間をいただければと思つてはいたのですが、本日、時間をいただいたということで、一言お話をさせていただきたいと思います。私の立場は基幹相談支援センターの管理者という立場、そしてまた普段はそこを兼ねて、各相談事業所の責任者、そして知的障害者の入所施設の施設長という立場でもあります。

そうした意味から本来であれば、新潟市の障がい者計画で話をするべきことなのかなということでもあるのですがこうした時間をいただきましたので、少しお話をさせていただきます。

新潟市さんの今回の地域福祉計画につきましては、私は非常によくできているなと思いますし、特にコメントもないのですが、障がい者施策について、一言申し上げさせていただきますと、普段から例えば新潟市さんはグループホームですとか、そのようなことに手厚い支援をしていただいたり、国が求める脱施設という言い方で、地域移行だとか、在宅サービスの充実という部分では、非常に新潟市さんのやっている施策には本当によくされているという実感を普段から持っています。

ただ唯一新潟市さんのウイークポイントを申し上げますと、障がい者の入所施設が足りないのかなということ、私は普段から思っています。それは私が入所施設の入所調整会議という所の委員もしております。そうしますと必ず毎年新潟市民の待機者が、確か去年は145名ほどいたかと思えます。ほかの自治体と比べるともうけた違いに多いわけであり、これはご存じの方はご存じだと思うのですが、40年ぐらい前でしょうか。ミニコロニー構想という言葉がありまして、そこで障がい者施設は県内に何カ所か設置されました。10カ所、11カ所でしょうか。

それは確か人口割と言う考え方よりも地域割というか、圏域的に設置されました。そのような関係からして、当然今の新潟市さんにつきましては、そういう入所施設が地域割でありますので、ほかと比べるとバランス的に少ないということになっているかと思えます。そうした意味で、こうした地域連携ネットワークという中で、最後の最後のセーフティネットというのが、私どもの入所施設の使命でもあると思えます。

法人を運営する立場からしても、私どもは職員の人材を確保して、そうしたネットワークに携われる職員を育成しております。一方で、何度も申し上げますが、最後の最後のセーフティネットである入所施設。それは待っている家庭の方も非常に多いということ。それも承知しておいていただければなと思えます。本来であれば、ここで話すべきことではないかもしれませんが、私は日頃からそれは常々感じていることを、少しこの場でお話させていただきました。長くなりました。以上です。特にコメントは必要ありません。

(丸田委員長)

ありがとうございます。私も知り得ている情報はありますが、あえて話しません。改めてご発言になる委員の方々いらっしゃいますか。

よろしいですか。それでは大変たどたどしい進行でお詫びを申し上げます。以上をもちまして、委員会を終了させていただきます。進行は事務局へお返しをいたします。お願いいたします。

(司会)

委員長、委員会の進行をありがとうございます。また各委員の皆様におかれましては、活発なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。本日ご質問、ご意見いただいた以外に、またお気づきの点、何かございましたら、冒頭にお配りさせていただきます。「新潟市地域福祉計画に対する意見について」にご記入いただきまして、来週11月12日、木曜日までに事務局までお寄せいただければと思います。

また先ほど説明いたしました、改めまして、今後の予定についてでございます。今回いただいたご意見、またこれからお寄せいただくご意見を反映させた後、12月の下旬からパブリックコメントを実施する予定でございます。約1カ月間の予定でございます。パブ



リックコメントにおきまして、市民の皆さまからお寄せいただいたご意見を反映させた上で最終的な計画ということになります。

また計画ができましたら、3月ごろをめどに最終的な委員会を開催させていただきまして、皆様にご覧いただければと思っております。会議の開催につきましては、改めて事務局から日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第5回新潟市地域福祉計画策定推進委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(終了)